

鳥取県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 あすなる会 理事長 濱崎 芳宏	鳥取市川端四 丁目115	鳥取市介護老人保健 施設やすらぎ訪問リ ハビリテーション事 業所・介護予防訪問 リハビリテーション 事業所	鳥取市的場一丁 目11	介護予防訪問 リハビリテー ション	平成21年4月 1日
株式会社健康 サポートクラ ブ 代表取締役 伏野 久	鳥取市千代水 四丁目68	株式会社健康サポ ートクラブ	鳥取市千代水四 丁目68	介護予防通所 介護	〃
すみれ合同会 社 代表社員 矢 田千恵子	八頭郡智頭町 大字三吉610- 1	すみれデイサービ ス	八頭郡智頭町大 字三吉610-1	〃	〃
社会福祉法人 智頭町社会福 祉協議会 会長 前橋登 志行	八頭郡智頭町 大字智頭1875	智頭デイサービス センター	八頭郡智頭町大 字智頭1875	〃	〃
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	介護予防短期 入所生活介護	〃
智頭町 智頭町長 寺 谷誠一郎	八頭郡智頭町 大字智頭2072 -1	智頭病院訪問看護ス テーション	〃	介護予防訪問 看護	〃